

# 日野市立第四幼稚園解体工事

図面リスト		
図番	図名	縮尺
A-01	特記仕様書(1)	—
A-02	特記仕様書(2)	—
A-03	案内図、工事範囲	—
A-04	現況配置図	A3 S=1:200
A-05	配置図(解体後)	A3 S=1:200
A-06	仮設計画図	A3 S=1:200
E-01	電気設備撤去図	A3 S=1:150
M-01	機械設備撤去図	A3 S=1:200

参考図
日野市立第四幼稚園新築工事設計図 1972 - 6
日野市立第四幼稚園新築に伴う給排水衛生設備工事設計図

※現況はA-03~06、E-01、M-01を正とし、参考図は補足するための図面とする。

## 特記仕様書

- 工事名称： 日野市立第四幼稚園解体工事
- 工事場所： 東京都日野市石田431番地の6
- 工事概要： 解体撤去・処分一式

構造・階数： 鉄骨造・地上1階

敷地面積： 2,122.00㎡

延床面積： 545.00㎡

その他 園舎内残置物、道具、倉庫、道路境界の門・塀・ネットフェンス、外構等、地中埋設物撤去・処分 一式

電気設備 配線配管器具等撤去・処分 一式

電気・電話引込み柱及び線撤去・処分

給排水衛生設備（浄化槽含む）、空調設備、ガス給湯設備 配管器具等撤去・処分 一式

敷地内樹木・植栽は全て伐採・伐根・撤去(樹種プレート設置のさくらんぼ、さくら、かきの3本は除く)

敷地内整地 一式、防草シート施工 2,122㎡、丸太番線柵施工

- 工事範囲

図面に示す範囲を解体撤去する。撤去による発生材は場外処分とする。取り壊し建物に付属する建築設備、家具及び不要物撤去は図面表示なくとも本工事に含む。

(参考図は竣工時のもので、現状あるものを撤去する)

- 工期 契約締結日の翌日から 令和8年12月7日までとする。
  - 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数：15日間
  - 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方\_東京\_八王子地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したものである。
  - 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方\_東京\_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

- 公官署手続き
  - 条例にもとづく、指定建設作業実施届等の届け出を漏漏無く提出すること。
  - 道路占用、ガードレールの撤去等が必要な場合は、道路管理者の許可を受けること。
  - 本工事に関わる消防等各機関との協議、届け出も本工事とする。

- 現場代理人

現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験及び権限を有する者で、近隣住民対応に誠実な人を常駐させること。

- 第1章 総則

一般事項

請負者は、「再生資源の利用促進に関する法律（平成3年法律第48号）」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月建設事務次官通達）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「建設廃棄物処理指針（平成11年厚生省）」、「東京都建設リサイクルガイドライン（平成11年、東京都）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」により、建設副産物の発生量抑制、再利用、適正処理に努めること。
- 適用範囲
  - この特記仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。特記仕様書に記載されてない事項は、上記の標準仕様書（最新版）により施工する。なお図面に明示されている東京都は日野市と読み替える。
  - この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、本工事の範囲内とする。
- 施工計画書

工事着手あたり、仮設計画及び解体撤去計画を内容とする「施工計画書」ならびに「安全管理実施計画書」を提出し監督員の承諾を受けること。

とくに石綿含有建材等については解体本工事の前に除去を先行して行う計画とする。
- 提出書類

調査報告

  - 標準仕様書に示す手続き類の他に、下記書類を提出すること。

建築営繕課の定める書類
  - 特許権等の調査について

この工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に充分調査する。
  - 下請け業者の報告

工程別の下請け業者を選定次第、下請け業者一覧表より監督員に報告する。（廃棄物処理に関して、運搬及び処理業者と契約を締結したときは、すみやかに処理業の許可と契約書について監督員の確認を受けること）

- 工事記録写真

工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

  - 作成する。
    - 作成しない。
  - 写真帳の提出は、次による。
    - 提出する。
      - 提出しない。
  - a. 工事着手前に、現場付近の現況及び周辺民家等の現状を撮影する。なお、工事完了時において同一場所を撮影し、その記録を提出する。
  - b. 工事記録写真は、解体建物の工事着手前の内外写真、ならびに各工程毎の必要箇所を撮影し、アルバムに整理して提出する。（カラープリントA4版でも可）

区分	分類	規格	枚数	部数	備考
着工前	カラー	キャビネ版	指示による	2部	付近状況とも
工事中	カラー	キャビネ版	指示による	2部	各工工程毎
完了時	カラー	キャビネ版	指示による	2部	付近状況とも

- 作業時間

作業時間の原則は午前8時30分から午後6時までとする。（住民との打合せにより変更もある）ただし、近隣住民などから騒音または振動に対する苦情が出た場合には、作業を中止して対策を講じること。
- 日曜・休日の作業

日曜・休日の作業は原則として禁止する。ただし特別な理由により休日に作業を行う必要が生じた場合は、監督員の承諾を受け、さらに近隣住民に事前説明を行うこと。
- 近隣に対する事前周知等

工事に先立ち、監督員と協議の上、工事説明会又は工事のお知らせの配布を行うこと。
- 仮囲い（B型バリアード）及びゲートの継続設置

仮囲い及びゲートは仮設計画面図により設置する。また、本解体工事の工事期間は継続設置する。
- 道路復旧

工事の施工により道路等に損傷を与えた場合には、復旧処置を講じること。

- 工事実績情報システム（コリンズ）の登録

工事実績情報システム（コリンズ）への登録が特記された場合は、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、「東京都の休日に関する条例」（平成元年3月17日東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日は含まない。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。

ア 工事受注時	契約締結後10日以内
イ 登録内容の変更時	配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内
ウ 工事完了時	工事完了後10日以内
<p>なお、変更時と工事完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。</p>	

- 「建設副産物情報交換システム」（以下「コプリス・プラス」）の活用

本工事は「コプリス・プラス」への登録対象工事であり、請負者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「コプリス・プラス」にデータの入力を行い、データ入力の都度「コプリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出して確認を受ける。また、請負者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、提出に当たっては、「コプリス・プラス」に掲載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」（クレダス）という。）に必要なデーターを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

- 情報セキュリティポリシーの遵守
  - 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
  - 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
  - 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること
  - 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

- 環境負荷低減の取組みについて
  - 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
    - 環境基本計画
    - 環境配慮指針
      - 環境方針
      - 環境管理上の要望について
      - 地球温暖化対策実行計画
    - 氣候非常事態宣言
      - 日野市プラスチック・スマート宣言
  - 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

- 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

  - ディーゼル車規制に適合する自動車であること
  - 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

  - 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
  - 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

- 内部通報制度
  - 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
  - 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

- 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては「工事請負契約設計変更ガイドライン」（東京都）の最新版によることとする。

- 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等
  - 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
  - (1)の指名に基づき、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者

イ 元方安全衛生管理者

ウ 店社安全衛生管理者

- かし等調査への立会い

工事目的物の引渡し日から一年以内（又は二年以内）にかし等調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。

- 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 公共事業労務費調査に対する協力
  - 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
  - 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
  - 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
  - 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

- 各種点検、調査、見学会等への協力
  - 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
  - (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
  - 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 注意事項
  - 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
  - 施工に際しては、隣地小学校施設利用者・通行人及び近隣住民等の安全確保に十分注意すること。
  - 騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。
  - 当敷地付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。
  - 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。
  - 腕章等を必ず着用すること。又工事車両であることが分かるよう措置をすること。
  - 工事提出書類は、「R8\_工事受注者の作成する書類」の定めによるものとする。
  - 「工事中の消防計画書」を消防と協議のうえ提出のこと

- 粉塵防止

粉塵の恐れがある作業（各種解体・敷地内車両運行による粉塵等）については充分に散水または粉塵措置を行うこと（近隣住宅へ最大限配慮し粉塵防止に努める）

- 電気設備

蛍光灯器具等について、PCBが含まれていないことを確認のうえ処分を行うこと。PCBが含まれている場合は監督員の指示を受けること。

蛍光管については適切にリサイクル処理すること。

- 空調設備

空調機等のフロンについては「改正フロン回収、破壊法」に基づき、適正に処理を行うこと（R-11、12、22など）。

- その他

○ 耐火被覆等についてアスベスト材の恐れがある場合は、解体着手前に必要に応じて分析調査を行い作業を行うこと。（設計図書に明記していない範囲の分析調査費用に関しては、監督員と協議のうえ、契約変更の対象とする）

○ 騒音計、振動計：工事作業期間は各測定器を設置し、騒音規制法・振動規制法に遵守し作業を行うこと。また、事前に関係各署へ届け出を行うこと。設置位置については監督員の指示による。

○ 冷蔵庫、ルームエアコン等については家電リサイクル法に基づき適正に処置すること。

- 工事情報共有システム

本工事は、『日野市工事情報共有システム試行要領』に基づいて実施する。試行要領や特記仕様書の別紙等は、以下のホームページから入手すること。

https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/kouji/1005473.html


- 第2章 支払い
  - 部分払
    - 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。
      - 段階別部分払（支払回数は、回以内とする。）
      - 特例工事部分払（支払回数は、回以内とする。）
    - 部分払については、行わない。

- 第2章 仮設工事
  - 仮設工事施工計画書

以降の事項を含む仮設工事施工計画書を提出すること。
  - 仮囲い

工事作業場には、B型バリアードの仮囲いを設置すること。
  - 出入口・仮門

工事用の出入口には、幅7m、高さ1.8m程度のキャスターゲートを設置すること。

また、1日の作業終了後及び休日は必ず戸締りを行う。
  - 足場・養生シート
    - 解体工事に先立ち、本足場を設け、足場の外側に防音パネル・防音シートを設置する。
    - 外部足場は、解体、落下、風圧等で崩れないような堅固な構造とし、防音パネル・防音シートはしっかり取付ける。作業中は、常時安全の点検等を行い維持管理に留意すること。
  - 電灯・動力用水費

工事に必要な給水・電灯・動力費は、全て施工者の負担において設備し、工事終了後はすみやかに撤去すること。
  - 保安誘導員

工事現場への車両等の出入りにおいて、一般通行人の安全を図る為、必要に応じガードマンを常駐させ、「見張り、誘導及び道路清掃」に従事させること。また、工事車両の搬入時には、必ずガードマンの誘導により安全を確保すること。なお、車両の搬入が増大する場合は必要に応じ増員すること。
  - 立ち入り禁止、夜間管理

現場出入口には、工事関係者以外の立ち入りを禁止する措置をとり、夜間における現場の安全管理にも注意すること。

工事名	日野市立第四幼稚園解体工事				
図番	第A-01	図名	特記仕様書(1)	縮尺	—
作図 令和 年月日	監理 日野市総務部 建築営繕課				
訂正 令和 年月日	設計 日野市総務部 建築営繕課				

### 第3章 解体撤去工事その他

#### 1. 解体工事計画書

- A. 施工計画は、解体工法、作業内容、解体部位の順序、工程及び使用する機械類等を詳細に明記すること。  
また、工事着手にあたって以下の事項を記載したリサイクル計画を作成し、施工計画に含めて監督員に提出する。
- 工事概要等  
工事名、工事場所、現場代理人、廃棄物管理責任者、工期、工事概要、解体業者名、分別解体の手順等
  - 建設副産物の種類、リサイクルの方法等  
種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量、最終処分量、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他
  - 運搬・処理業者名  
業者名、許可番号、許可の種類、許可の期限等
  - 現場での分別  
工事現場での発生材の分別方法、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別方法、材料の梱包材、切れ端、金属類等分別収集方法等
  - 石綿（吹付含有）含有建材の撤去処分方法、処分先、運搬経路、その他
  - フロンガスの撤去処分方法、処分先、運搬経路、その他

#### B. 施工計画書の添付書類

請負者は、施工計画書に以下の関係書類のうち、必要となるものを添付する。

- 「再生資源利用計画書」（様式1）
  - 「再生資源利用促進計画書」（様式2）（工事竣工後1年保管）
  - 「金属くず等の搬出計画書」（様式3）（工事竣工後1年間保管）
  - 「建設廃棄物処理計画書」（様式4）（工事竣工後5年間保管）
- オ. 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証の写し（民間受入地へ搬出する場合に限る）
- カ. 収集運搬・処理業者の許可証の写し（中間処理後に最終処分又は工場等での再資源化を行う場合は、中間処理後の収集運搬業者及び最終処分業者又は工場等の施設の許可証の写しも含める。）
- キ. 廃棄物処理委託契約書の写し（中間処理後に最終処分または工場等での再資源化を行う場合は中間処  
収集運搬業者及び最終処分業者又は工場等の施設の許可証の写しも含める。）
- 運搬ルート図
  - 使用するマニフェストの様式

#### 2. リサイクル報告書の作成

請負者は、リサイクル実施状況等について、以下の関係書類のうち、必要なものを作成し、リサイクル報告書にとりまとめて監督員に報告する。

- 「再生資源利用実績書」（様式1）
  - 「再生資源利用促進実績書」（様式2）（工事竣工後1年間保管）
  - 「金属くず等の搬出実績書」（様式3）（工事竣工後1年間保管）
  - 「建設廃棄物処理実績書」（様式4）（工事竣工後5年間保管）
- オ. 「建設発生土搬出のお知らせ」（様式5）
- カ. 「リサイクル阻害要因説明書」（様式6）（工事竣工後1年間保管）
- キ. 「リサイクル状況記録写真」

#### 3. 工法

- 解体工事は、地上部分、地中部分、外構部分共油圧による粉砕機を用いた、無振動、無騒音工法とする。
- 解体の手順については、施工計画書に詳細に明記し、監督員の承諾を受けること。
- 粉塵防止のため作業中は常時散水を行うこと。
- 解体建物の部材断面が設計図書と多少相違していても設計変更の対象にしない。
- 地中部分の解体後は発生材を充分にさらうこと。
- 土間コンクリートは基盤状に適切な大きさにカッター入れを行い、圧砕機により解体すること。

#### 4. 建築副産物の処理

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。
- 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。
- A 建設副産物の処理
- 解体に伴い発生する発生材は、所定の場所に集積し、随時場外に搬出すること。
  - 特定建設資材廃棄物（コンクリート、金属類、木材、アスファルトコンクリート）については、極力分別解体し再資源化に努めること。
  - コンクリート塊は、30cm以下の大きさに解体し、受け入れ可能な発生生産工場へ持ち込み処理する。
  - 特記以外の発生材は、産業廃棄物の種類に応じた処理基準に従い適正に処理すること。
  - 発生材のうち鋼材については、有価物件として施工者の買い取りを条件とする。その価格は工事費と相殺する。工事完了時、発生鋼材調査を作成提出する。当初の見込み数量と現場発生数量とに過不足が生じても、設計変更は行わない。
  - 搬出先は、請負者が「建築副産物情報交換システム」等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な再資源化施設等を選定する。
  - 標準仕様書には、再生資源利用（計画書・実績書）及び再生資源利用促進（計画書・実績書）、建設廃棄物処理（計画書・実績書）を開東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局に送付することと規定されているが、この送付は要しない。

#### エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たると、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

#### オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

#### キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

#### ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

#### (ア) 再生資源利用実施書

受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- 土砂を搬入する工事
- 砕石を搬入する工事
- 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

#### (イ) 再生資源利用促進実施書

受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- 建設発生土を搬出する工事
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

#### (ウ) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- 砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）
- アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（IBD）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは郊外等）
- 現場内で分別を行わない場合

#### 5. マニフェスト等の提示

##### a. マニフェストの提示

請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、請負者が保管するものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。なお、電子マニフェストを利用する場合は、（財）産業廃棄物処理振興センターから、通知された処理結果を排出業者（請負者）がプリントアウトしたものの写しを提示する。

##### b. 集計表の提示

請負者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提示する。

##### c. リサイクル伝票の提示

請負者は、産業廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土など）については、「リサイクル伝票」（写しても良い）を監督員に提出する。

その様式は、請負者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

##### d. リサイクル証明書

請負者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合や、高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しても良い）を監督員に提出する。

#### 6. 埋め戻し及び整地

- 地中部分の撤去跡地には、場内土を使用して危険のない程度平坦に埋め戻す。

#### 7. その他

- 重機、車両の回送、搬出等車両の運行については、道路法、車両制限令その他関係法令に充分留意する。
- 発生材搬出車両の集荷については適正量とし、シート等を完備する。
- 重機等の搬出入については、必ずガードマンに誘導させるなど、危険防止に特に留意し、場内の安全管理についても充分留意する。
- 取り壊し建物の設備引き込み管撤去については、本工事で行う。この場合官署への手続きの必要なものは、所定の手続きを行うこと。
- 工事完了後は、現場の周囲を含め残存ガラ及び残材は全て搬出し清掃を行うこと。
- 工事の施工に伴い近隣家屋等に損害を与えた場合には、施工者の責任に置いて誠意をもってすみやかに損害の補償を行うこと。
- 工事用重量車の通行にあたり、事前に道路管理者の立ち会いを受けて現況を把握しておくこと。工事完了時には再度道路管理者の立ち会いを受け、破損箇所がある場合には、道路管理者の指示に基づき補修する。
- 現場内における廃材の焼却処分は絶対行わないこと。
- 既存電気設備配管、既存給排水設備配管について、図示により基本的に止結するが、現場着工前に監督員の承認、指示を得ること。
- 撤去を行う高圧送電コンデンサ等、電気機器類については、低濃度PCB混入についてメーカー確認を行い、検査を行ったうえで報告すること。この場合の費用は全て請負者の負担とする。  
また、低濃度PCBの混入した機器類は銅板製等の容器に収めること。
- トラックの車輪、作業員の靴の洗浄を行うこと。
- 道路等を汚した場合は、速やかに水洗いを行い清掃すること。

#### 8. 石綿撤去処分作業及び石綿含有分析調査について

解体作業に先立って、目視による調査を行い、事前調査の結果を市へ書面で報告すること。

また、調査結果を掲示板により公衆に見やすいよう掲示すること。

解体建物について以下の建材はアスベスト含有あり。

- 外壁\_石綿スレートサンドイッチパネル
  - 園児用便所内壁\_石綿スレートフレキシブル板
  - 倉庫\_床\_モルタル
  - 軒天\_フレキシブルボード
- オ. 窓枠\_シーリング
- カ. 油庫\_波形スレート板

#### 9. 残留廃棄物の処分について

建物内及び倉庫内に残っている廃棄物については、全て解体工事で適正に処分を行うこと

#### 10. 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

### 第29章 石綿除去工事

#### ■ 第1節 一般事項

##### 29.1.1 適用範囲

- 石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。
- 石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。
- なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

##### 29.1.3 施工程

- 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への届出について遅滞なく行う。
- 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、届出に協力する。
- 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。
- 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）の最新版に準拠する。
- 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

#### ■ 第2節 共通事項

##### 29.2.6 表示および掲示

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については、視認しやすい大きさとする。

#### ■ 第5節 石綿含有成形板等の除去

##### 29.5.1 石綿含有成形板等の除去

作業場所の周辺の養生は次による。

- 隔離養生（負担不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

##### 29.5.2 工法

(1) 湿潤化の方法は次による。

- 粉じん飛散抑制剤等の散布
- 水噴霧による湿潤化
- 散水による湿潤化

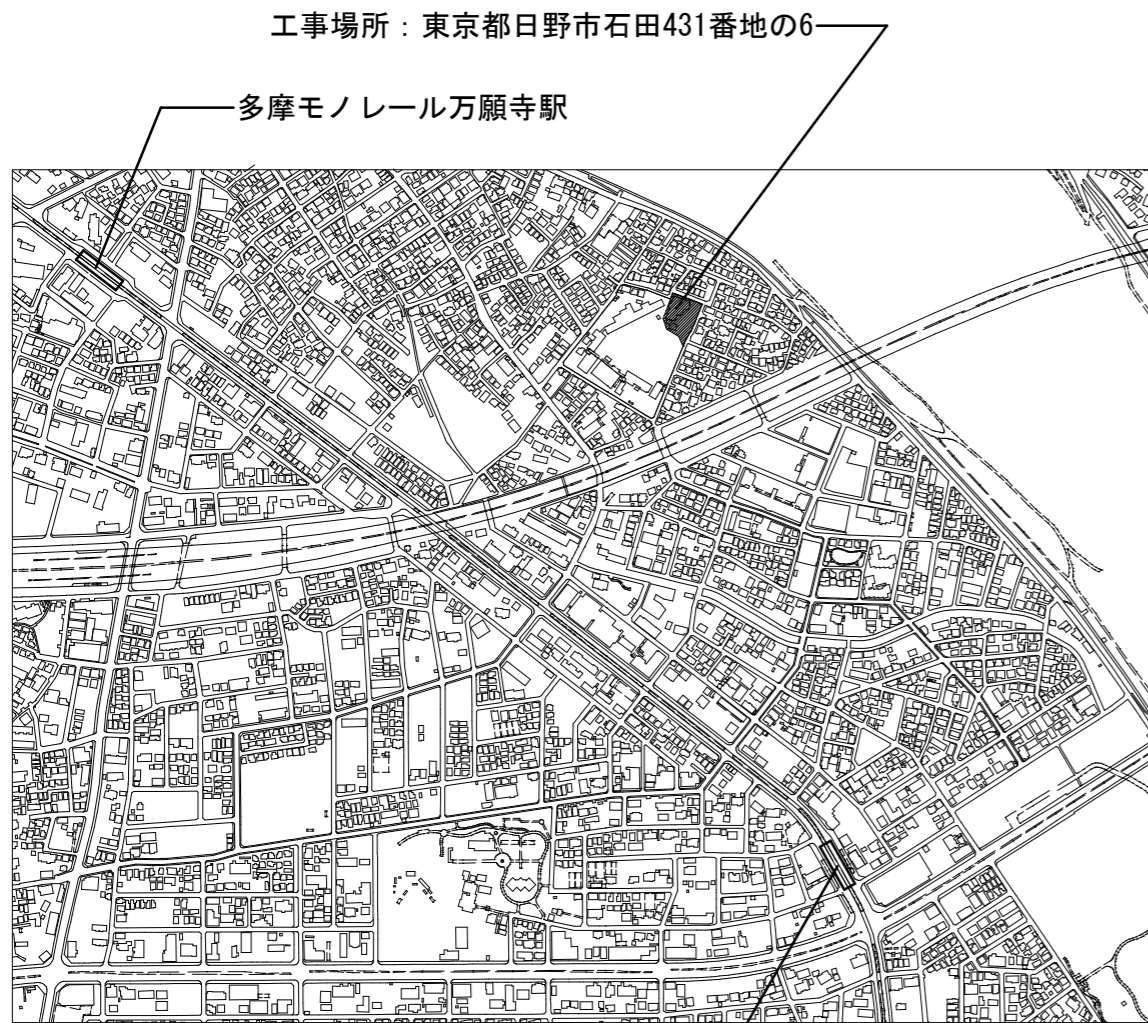
※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。

※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。

##### 29.5.4 確認及び後片付け

(1) 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

工事名	日野市立第四幼稚園解体工事				
図番	第A-02	図名	特記仕様書(2)	縮尺	—
作図 令和 年月日	監理 日野市総務部 建築営繕課				
訂正 令和 年月日	設計 日野市総務部 建築営繕課				



工事場所：東京都日野市石田431番地の6

多摩モノレール万願寺駅

多摩モノレール万願寺駅

案内図



日野市立日野第四小学校

日野市立第四幼稚園

工事範囲

解体撤去処分範囲：敷地内建物等一式

園舎内残置物、敷地内の遊具、物置、倉庫、外構、舗装材、道路境界の門・塀・ネットフェンス等 すべて撤去・処分

電気設備 配線配管器具等、電気・電話引込み柱及び線 すべて撤去・処分

給排水衛生設備（浄化槽含む）、空調設備、ガス給湯設備 配管器具等 すべて撤去・処分

敷地内樹木・植栽 すべて伐採・伐根・撤去（樹種プレート設置のさくらんぼ、さくら、かきの3本は除く）

地中埋設構造物 すべて撤去・処分（地表から1m以浅のものすべて）、敷地内 すべて整地

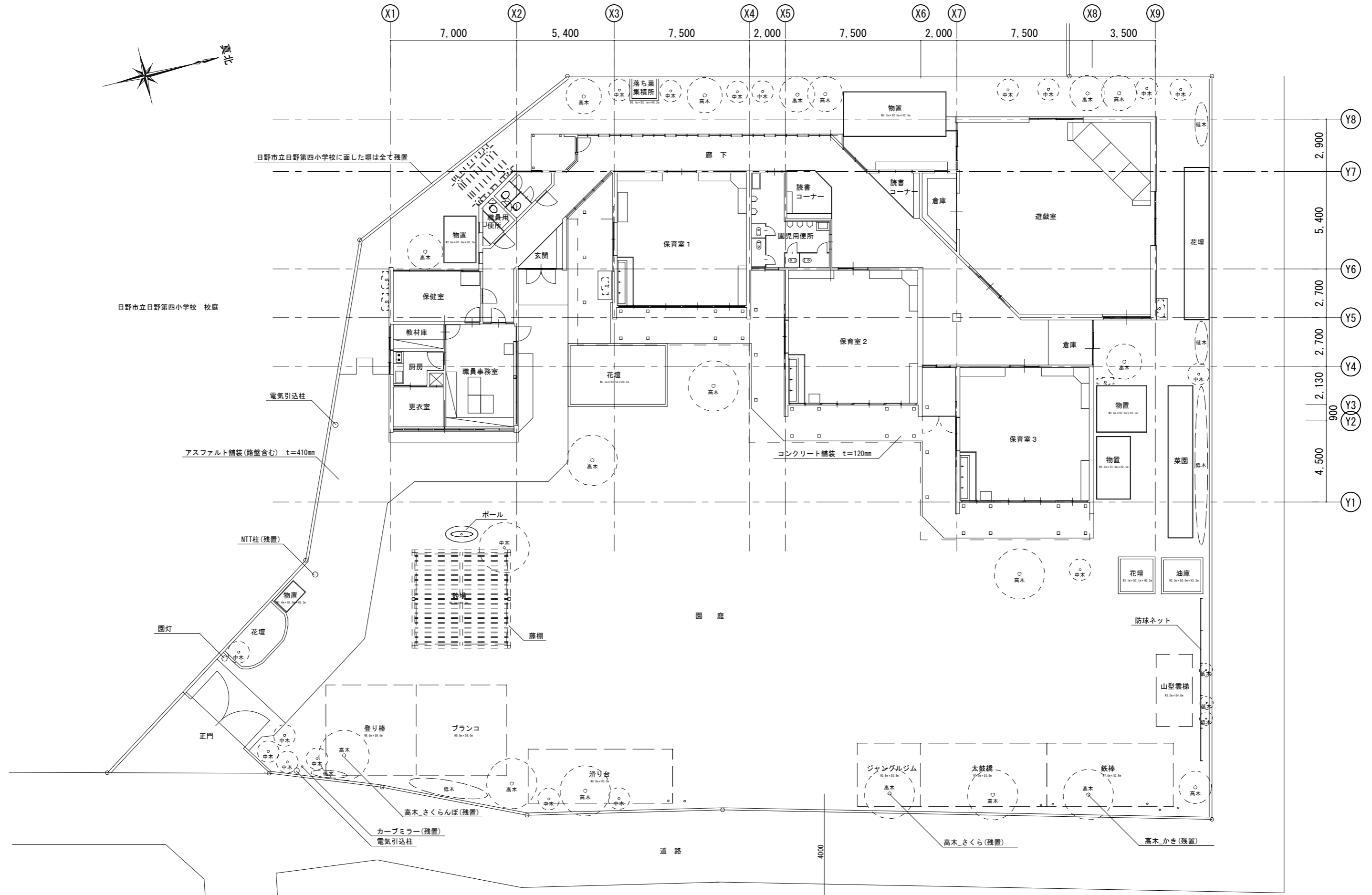
解体後敷地境界すべてに丸太番線柵施工、敷地内防草シート施工（全面）

※プロパンガス設備のため敷地内埋設管はなし。

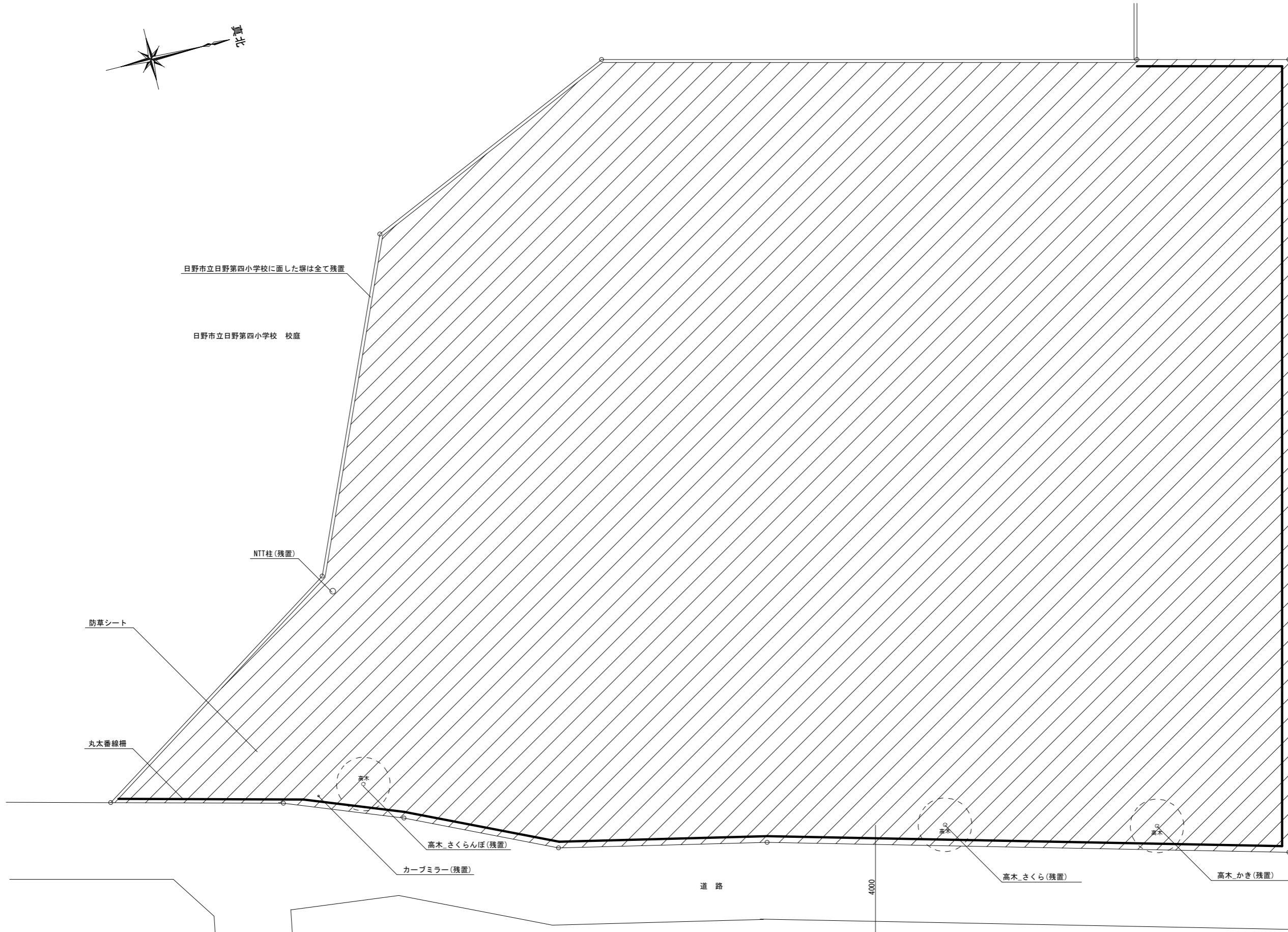
※水道管はメーター撤去及び配管は本管から切り離し工事。

※敷地内の配管撤去。日野市立第四小学校側の給水は残置。ただし給水の引き込み部分は閉管。

工事名	日野市立第四幼稚園解体工事				
図番	第A-03	図名	案内図、工事範囲	縮尺	—
作図	令和7年11月28日	監理	日野市 総務部 建築営繕課		
訂正	令和 年 月 日	設計	日野市 総務部 建築営繕課		



工事名	日野市立第四幼稚園解体工事		
図番	第A-04	図名	現況配置図
縮尺	1:200	作図	令和7年11月28日
監理	日野市 総務部 建築営繕課	設計	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	令和 年 月 日		

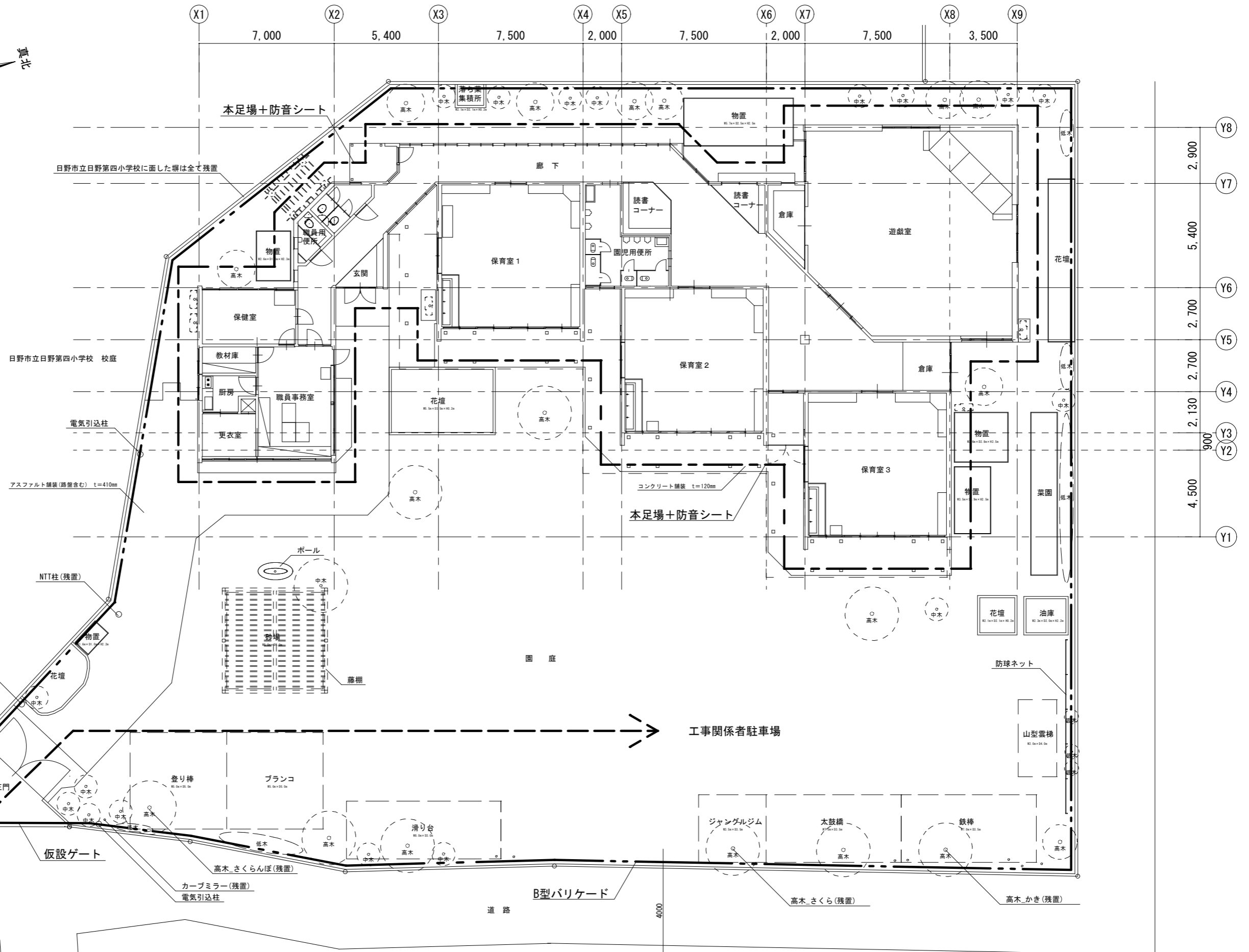


※A-04現況配置図に図示したアスファルト舗装(路盤含む)・コンクリート舗装は共に撤去

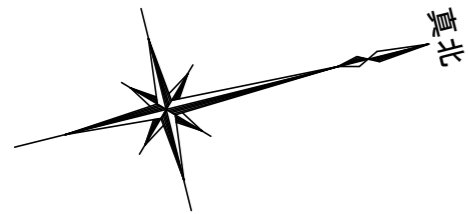
工事名	日野市立第四幼稚園解体工事				
図番	第A-05	図名	配置図(解体後)	縮尺	1:200
作図	令和7年11月28日	監理	日野市 総務部 建築営繕課		
訂正	令和 年 月 日	設計	日野市 総務部 建築営繕課		



- 凡例
- 本足場+防音シート
  - - - B型バリケード
  - 仮設ゲート
  - - - 工事関係者導線



工事名	日野市立第四幼稚園解体工事		
図番	第A-06	図名	仮設計画図
作図	令和7年11月28日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市 総務部 建築営繕課
縮尺	1:200		



接続柱

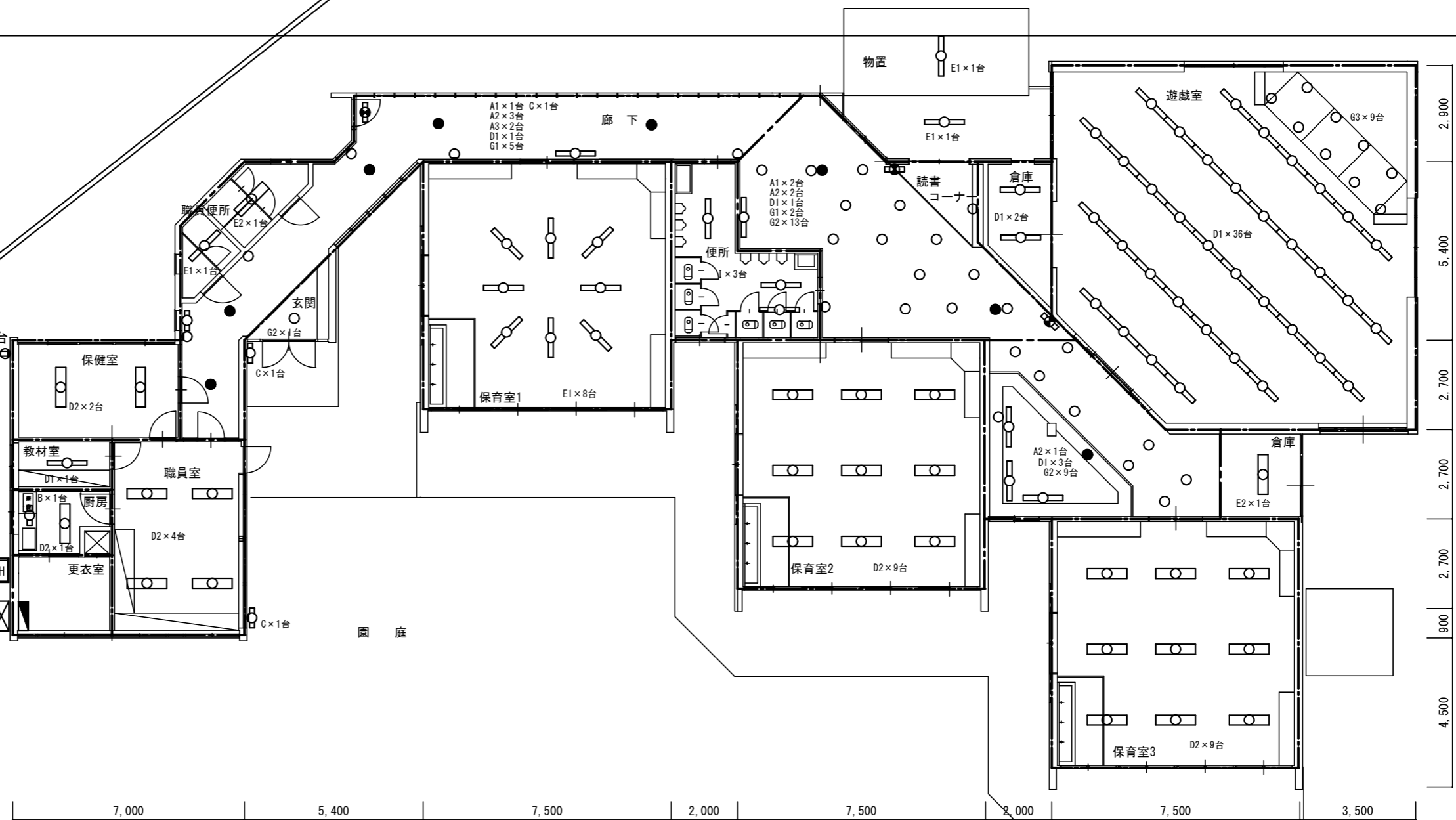
NTT柱 (残置)

F × 1台

正門

引込柱

東電柱 万願寺105  
四小支R10/2



照明器具集計表

A1	蛍光灯器具	FL10W-1 誘導灯 蓄電池内蔵	3台
A2	蛍光灯器具	IL40W 非常灯 蓄電池内蔵	6台
A3	蛍光灯器具	IL20W 非常灯 蓄電池内蔵	2台
B	蛍光灯器具	FL15W-1	1台
C	蛍光灯器具	FL20W-1	3台
D1	蛍光灯器具	FL40W-1	44台
D2	蛍光灯器具	FL40W-2	25台
E1	蛍光灯器具	FHF32W-1	11台
E2	蛍光灯器具	FHF32W-2	2台
F	水銀灯器具	HF200W	1台
G1	白熱灯器具	IL40W相当電球型LEDランプ*	7台
G2	白熱灯器具	IL60W相当電球型LEDランプ*	23台
G3	白熱灯器具	IL100W相当電球型LEDランプ*	9台
H	蛍光灯器具	防犯灯	1台
I	LED器具	LED40形	3台

注記)

- ・図示のほか建物解体に伴う敷地内の電気設備（照明器具・分電盤・配管配線・配線器具類・弱电設備機器等）一式の撤去・処分を行うこと。
- ・安定器付照明器具については器具取外しのうえ、PCB混入有無について型番及びメーカー確認等により調査を行い報告のこと。  
また、PCB混入されているものについては鋼板製の容器に収め市に引き渡すこと
- ・蛍光管、蓄電池については、関係法令等を遵守し適正に処分のこと
- ・イオン化式煙感知器を撤去するときは、撤去後梱包の上、メーカーへ連絡・郵送すること。
- ・引込柱及び接続柱も本解体工事にて撤去処分のこと

道路

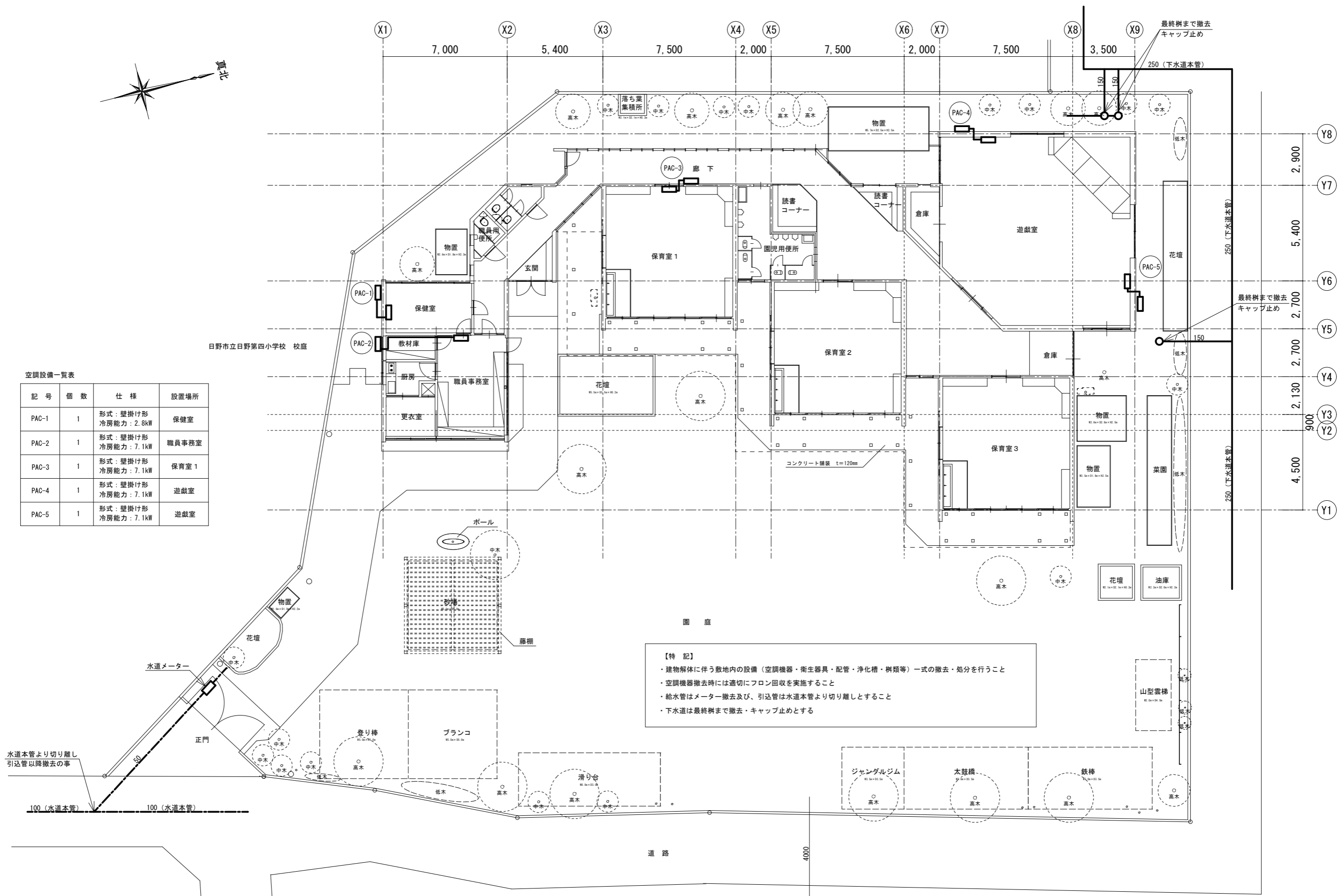
6000

工事名	日野市立第四幼稚園解体工事		
図番	E-01	図名	電気設備撤去図 縮尺 A3 1/150
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	



空調設備一覧表

記号	個数	仕様	設置場所
PAC-1	1	形式：壁掛け形 冷房能力：2.8kW	保健室
PAC-2	1	形式：壁掛け形 冷房能力：7.1kW	職員事務室
PAC-3	1	形式：壁掛け形 冷房能力：7.1kW	保育室 1
PAC-4	1	形式：壁掛け形 冷房能力：7.1kW	遊戯室
PAC-5	1	形式：壁掛け形 冷房能力：7.1kW	遊戯室



**【特記】**

- ・建物解体に伴う敷地内の設備（空調機器・衛生器具・配管・浄化槽・樹根等）一式の撤去・処分を行うこと
- ・空調機器撤去時には適切にフロン回収を実施すること
- ・給水管はメーター撤去及び、引込管は水道本管より切り離しとすること
- ・下水道は最終樹まで撤去・キャップ止めとする

工事名	日野市立第四幼稚園解体工事		
図番	M-01	図名	機械設備撤去図
縮尺	1:200	監督	日野市 総務部 建築室 補課
作図	年月日	設計	日野市 総務部 建築室 補課
訂正	年月日		